

入札参加資格者 各位

相指名業者への下請発注について

高山市では、かねてより相指名業者（同一入札に指名競争入札で指名された他の業者をいう。入札を辞退した業者は除く。）への下請発注を原則として認めないこととしております。相指名業者への下請発注については、法律上、禁止規定はありませんが、むやみに認めることにより、入札前に下請負をさせることを約束して特定の業者が受注する等、業者間における不正行為が生じる可能性が高くなると考えられるためです。

万が一そのような不正行為が疑われ、説明を求められた場合には、相指名業者への下請発注の必要性・理由等について、明確かつ十分な説明をする必要があります。

従いまして、高山市から工事及び建設コンサルタント業務を受注した際は、真にやむを得ない場合を除き、相指名業者への下請発注については、原則行わないようお願いいたします。

また、受注者（元請業者）が、その相指名業者にしかできない特殊技術を部分的に要する場合など、真にやむを得ない理由により相指名業者への下請発注を行おうとする場合には、その下請発注の必要性・理由・金額・内容等について、事前に監督職員へ協議書を提出し承諾を受けるよう適切な対応をお願いいたします。

平成 31 年 1 月

高山市財務部財政課